

議案第14号

八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金の権利の放棄
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金を別紙のとおり権利放棄する。

平成29年3月2日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

八戸地域広域市町村圏事務組合で設置する「八戸地域広域ふるさと市町村圏基金」を取り崩し、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業の経費に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、同基金に対する出資金に係る権利を放棄するため提案するものである。

別 紙

1 放棄する権利

八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金
5,507,000円に係る権利

2 権利放棄の相手

八戸地域広域市町村圏事務組合

3 権利放棄の期日

平成29年11月1日

(参考資料)

各市町村の権利放棄額一覧表

【単位：円】

市町村名	現在の出資金額	権利放棄の額
八戸市	64,408,000	64,408,000
三戸町	4,700,000	4,700,000
五戸町	6,915,000	6,915,000
田子町	3,717,000	3,717,000
南部町	8,174,000	8,174,000
階上町	3,810,000	3,810,000
新郷村	2,769,000	2,769,000
おいらせ町	5,507,000	5,507,000
合 計	100,000,000	100,000,000